

ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理推進事業

1 事業の概要

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、保管事業者はポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）の期限内の処分が義務づけられている。

PCB廃棄物について、期限内に確実に適正な処理が行われるよう県民への周知を行うとともに、保有状況の調査を行う。

2 令和2年度実績

(1) PCB廃棄物の処分期限の周知に係る広告

令和2年度末が処分期限である高濃度PCB使用安定器に関して、処分期限の周知を行うため、新聞広告への掲載及びテレビCMの放送を行った。

The advertisement is a yellow and black poster with a striped border. It features the following text and graphics:

- Top Left:** 古い事業用建物をお持ちの皆様へ! 建物内の照明器具や屋外照明に **PCB使用安定器は残っていませんか?**
- Top Right:** 直ちに確認、期限内の処分をお願いします。あと2か月。PCB使用安定器の処分期限 **令和3年3月31日**
- Center:** PCB使用安定器. 安定器は電気の55%を安定させる装置として照明器具に採用されています。昭和32年1月から昭和47年3月の間に製造された安定器には、PCBが使用されている可能性があります。(事業用の照明器具の安定器にPCBは使用されていません。)
- Bottom Left:** PCB使用安定器を使用した照明器具. 以下の器具に使用されている可能性があります。業務用蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯。
- Bottom Center:** An illustration of a multi-story building with a magnifying glass over a window, symbolizing inspection.
- Bottom Right:** 相談窓口. 岡山県 086-226-7308, 岡山市 086-803-1303, 倉敷市 086-426-3385.

(2) PCB廃棄物の保有状況調査

令和2年度末が処分期限である高濃度PCB使用安定器に関して、保有している可能性がある者に対し保有状況の調査を行った。

【担当部署】

環境文化部 循環型社会推進課 産業廃棄物班